平成２９年（フ）第８３号
千葉県袖ケ浦市蔵波台６丁目22番地109
債務者　渡邉　和代（旧姓兼子）
1　決定年月日時　平成29年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月４日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２９年（フ）第２７号
千葉県鴨川市粟斗179番地
債務者　田村　浩二
1　決定年月日時　平成29年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月４日まで
千葉地方裁判所館山支部

平成２９年（フ）第２６７号
岐阜市茜部菱野３丁目13番地（菱野ビル206号室）
債務者　谷川　和博
1　決定年月日時　平成29年10月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月４日まで
岐阜地方裁判所

平成２９年（フ）第２６８号
岐阜市茜部菱野３丁目13番地（菱野ビル206号室）
債務者　谷川由記子
1　決定年月日時　平成29年10月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月４日まで
岐阜地方裁判所

平成２９年（フ）第２９４号
岐阜県羽島市竹鼻町3034番地
債務者　岩田　孝子
1　決定年月日時　平成29年10月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月４日まで
岐阜地方裁判所

平成２９年（フ）第１８１号
静岡県富士宮市田中町243番地リバティ田中Ａ202
債務者　惟村早哉佳
1　決定年月日時　平成29年10月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月４日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２９年（フ）第１９１号
静岡県富士宮市万野原新田3976番地の１
シャルマンフクハラＢ102
債務者　渡邊　則子
1　決定年月日時　平成29年10月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月４日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２９年（フ）第１３７２号
愛知県日進市藤枝町奥廻間1230番地４　メゾン米野木103
債務者　貴島　雅彦
1　決定年月日時　平成29年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１４２８号
名古屋市名東区一社１丁目124番地　第２メゾン柴田105号
債務者　増尾　富士
1　決定年月日時　平成29年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１４８７号
愛知県尾張旭市三郷町陶栄８番地２　ネオステージ三郷310号
債務者　南谷　優香（旧姓永吉）
1　決定年月日時　平成29年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第７１７号
広島市安佐南区安東５丁目４番30号
債務者　リプライこと　田川　敦史
1　決定年月日時　平成29年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月４日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１７２号
愛媛県松山市余戸中４丁目３番27号　オレンヂハウス202号
債務者　山本　真司
1　決定年月日時　平成29年10月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月４日まで
松山地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２０６号
愛媛県松山市山越５丁目13番８号　メゾン森田205号
債務者　市川　　環
1　決定年月日時　平成29年10月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月４日まで
松山地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２３３号
愛媛県伊予郡松前町大字北黒田543番地６
債務者　妙中　栄美
1　決定年月日時　平成29年10月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月４日まで
松山地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２９２号
宮崎市大工３丁目313番地４、前住所宮崎市清武町木原468番地10　川越貸家２号
債務者　兼松　和明
1　決定年月日時　平成29年10月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月４日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第３５０号
鹿児島県鹿児島市真砂本町５番12―24号
債務者　山口　良子
1　決定年月日時　平成29年10月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月４日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２９年（フ）第６１号
鹿児島県鹿屋市西大手町６－１　シュービル305、住民票上の住所鹿児島県鹿屋市西大手町７番12号
債務者　田中　　新
1　決定年月日時　平成29年10月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月４日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係